瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付要綱

（目的等）

第１条　この要綱は、地震発生時における建物の倒壊等による被害の軽減を図るため、旧基準の建物について耐震化を促進する事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、震災に強いまちづくりを促進することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、第１号から第３号までの規定については国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。

(1)　旧基準木造住宅　次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

　　ア　瀬戸市内にある木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅で、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の２分の１未満のものに限る。）及び共同住宅に限る。）

　　イ　昭和５６年５月３１日以前に着工されたもの

　　ウ　階数が２階建て以下のもの

(2)　要緊急安全確認大規模建築物　次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

　　ア　建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成７年法律第１２３号。以下「耐震改修促進法」という。）附則第３条第１項に規定する要緊急安全確認大規模建築物で、現に使用しているもの

　　イ　昭和５６年５月３１日以前に着工されたもの

(3)　要安全確認計画記載建築物　次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

　　ア　耐震改修促進法第７条に規定する要安全確認計画記載建築物で、現に使用しているもの

　　イ　昭和５６年５月３１日以前に着工されたもの

(4)　耐震診断者　次に掲げる要件を全て満たす者をいう。

　　ア　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第２項に規定する一級建築士又は同条第３項に規定する二級建築士（以下「建築士」という。）であること。ただし、建築士法第３条に規定する用途及び規模の建築物の耐震診断を行う場合は一級建築士、要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物に係る耐震診断を行う場合は建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成７年建設省第２８号）第５条第１項に規定する者でなければならない。

　　イ　建築士法第２３条に規定する登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）に所属する建築士であること。

(5)　耐震診断　次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

　　ア　瀬戸市民間木造住宅耐震診断事業実施要項（平成１５年４月１日施行）第２条第

２号に規定する瀬戸市民間木造住宅耐震診断事業による耐震診断

　　イ　一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施した木造住宅の耐震診断

　　ウ　耐震診断者が、耐震改修促進法第４条第１項の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成１８年国土交通省告示第１８４号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」（以下「告示第１８４号の技術上の指針」という。）第~~一~~１建築物の耐震診断の指針に基づき、建物の地震に対する安全性を評価すること。

(6)　判定値　次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

　　ア　愛知県の作成する改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ　一般財団法人日本建築防災協会による「２０１２年改訂版　木造住宅の耐震診断と補強方法」一般診断法又は精密診断法による評点

(7)　改修設計　建築士事務所に所属する建築士が行う設計で、次に掲げるいずれかに

該当するものをいう。

　　ア　第５号ア又はイに規定する耐震診断において、判定値が１．０未満と診断された旧基準木造住宅について、同号ウによる判定値を１．０以上とする設計（ただし、１．０未満の階別方向別上部構造評点を、判定値（耐震改修工事前）に０．３を加算した数値以上にするものに限る。）

　　イ　第５号イに規定する耐震診断において、得点が８０点未満と診断された旧基準木造住宅について、同号ウによる判定値を１．０以上とする設計（ただし、１．０未満の階別方向別上部構造評点を、判定値（耐震改修工事前）に０．３を加算した数値以上にするものに限る。）

　　ウ　第５号ウに規定する耐震診断の結果、地震に対して安全な構造（告示第１８４号の技術上の指針による地震に対する安全な構造をいう。）でないと判断されたものについて、告示第１８４号の技術上の指針第２に基づき行う設計（ただし、耐震改修促進法第１７条第３項の規定による特定行政庁から建築物の耐震改修計画の認定（建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項第４号に規定する建築物である場合は、一般財団法人愛知県建築住宅センター又はそれと同等の専門的機能を有する機関の評定）を受けたものに限る。）

(8)　耐震改修工事　次に掲げるいずれかに該当するものをいう。なお、改修設計を行

った建築士は、耐震改修工事に係る工事監理（建築士法第２条第８項に規定する工事

監理をいう。）を合わせて行わなければならない。ただし、特別な理由がある場合は

この限りでない。

ア　前号ア又はイに規定する改修設計に基づき実施する旧基準木造住宅の補強工事等（別表第１に定めるものに限る。）

イ　前号ウに規定する改修設計に基づき実施する要緊急安全確認大規模建築物の補強工事等

ウ　前号ウに規定する改修設計に基づき実施する要安全確認計画記載建築物の補強工事等

(9)　段階的耐震改修工事　旧基準木造住宅の耐震改修工事を、次のとおり一段目及び

二段目に分けて行う工事をいう。

　　ア　一段目耐震改修工事　第５号ア又はイに規定する耐震診断において、判定値が０．４以下又は同号イに規定する耐震診断において得点が４０点以下と判断された旧基準木造住宅について、改修設計に基づき、その一部を工事することにより、判定値を０．７以上１．０未満とする工事

　　イ　二段目耐震改修工事　アの耐震改修工事により補助金の交付を受けた旧基準木造住宅について、判定値を１．０以上とする工事

(10)　耐震シェルター設置工事　旧基準木造住宅であって、高齢者又は障害者が居住し、かつ、第５号ア若しくはイに規定する耐震診断において判定値が１．０未満又は同号イに規定する耐震診断において得点が１００点未満と判断されたものに対し、地震時に住宅倒壊から人命を守ることを目的とし、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保するもので、別表第２に掲げるものを設置する工事をいう。

(11)　除却工事　第５号ア又はイに規定する耐震診断において判定値が１．０未満又は

第５号イに規定する耐震診断において得点が８０点未満と判断された旧基準木造住

宅について、地震時に住宅倒壊の被害を防止することを目的として、これを解体し、

運搬し、及び処分する解体工事をいう。ただし、建設工事に係る資源の再資源化に関

する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を行

うものに限る。

(12)　高齢者　補助金の交付を受けようとする日の属する年度の末日において６５歳以上の者をいう。

(13)　障害者　次のいずれかに該当する者をいう。

　　ア　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

　　イ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

　　ウ　療育手帳制度要綱(昭和４８年９月２７日厚生省発児第１５６号)の規定により療育手帳の交付を受けた者

（補助の対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1)　旧基準木造住宅を所有する者（現にその建物に居住する者で所有者の同意を得られる者又は同等の権利を有する者を含む。）又は要緊急安全確認大規模建築物若しくは要安全確認計画記載建築物を所有する者であること。ただし、区分所有された建物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和３７年法律第６９号）第３条に規定する区分所有者の団体又は同法第４７条第１項に規定する法人とする。

(2)　市税を滞納していない者であること。

(3)　暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成２３年瀬戸市条例第１２号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ）でないこと。

 (4)　暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者

(5)　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者

　（補助の対象建物等）

第４条　補助の対象となる建物は、旧基準木造住宅、要緊急安全確認大規模建築物又は要安全確認計画記載建築物であって、次の各号の全てを満たすものとする。

(1)　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）及び建築基準法に違反していないこと。

 (2)　過去に当該建物において瀬戸市木造住宅耐震改修工事等補助制度その他補助制度

に基づく耐震改修工事等に係る補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、

第２条第９号アに係る補助金の交付を受けた旧基準木造住宅に対する第２条第９号

イに係る補助金の交付についてはこの限りでない。

(3)　除却工事に係る補助金の交付を受けようとする建物は、瀬戸市空き家等対策事業費補助金交付要綱（平成２９年５月１日施行）に基づく補助金の交付を受けたことが~~無~~ないものであること。

２　耐震シェルター設置工事において、補助の対象となる耐震シェルターの台数は、補助の対象建物１戸当たり１台とする。

（補助の対象事業）

第５条　補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものであって、第９条の規定により補助金の交付の決定に係る通知があった後２か月以内に事業の着手をし、第１７条の規定により補助金の交付を請求する日の属する年度の１月３１日までに当該事業を完了するものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。

(1)　第２条第５号ウに規定する耐震診断であって、要緊急安全確認大規模建築物につ

いて行う耐震診断（以下「要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助事業」とい

う。）

(2)　第２条第８号アに規定する耐震改修工事（以下「木造住宅耐震改修費等補助事業」という。）

(3)　第２条第８号イに規定する耐震改修工事（以下「要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業」という。）

(4)　第２条第８号ウに規定する耐震改修工事（以下「要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業」という。）

(5)　段階的耐震改修工事（以下「木造住宅段階的耐震改修費等補助事業」という。）

(6) 耐震シェルター設置工事（以下「木造住宅耐震シェルター設置工事費補助事業」という。）

(7)　除却工事（以下「木造住宅除却工事費補助事業」という。）

　（補助金の額）

第６条　補助金の額は、別表第３のとおりとする。ただし、補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

　（補助金の申込及び交付対象者の決定）

第７条　補助金の交付を希望する者（以下「申込者」という。）は、瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付申込書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業及び要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、本条の規定による申請をしようとする日の属する年度の前年度の８月末日までに市長に対し、事前相談をしなければならない。

２　市長は、前項本文の申込書を受理した場合において、その内容が適当と認めたときは、瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付対象者決定通知書（第２号様式）を当該申込者に通知するものとする。

３　申込者は、補助金交付対象者を辞退しようとするときは、速やかに、瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付対象者辞退届（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付申請書（第４号様式）に別表第４に定める関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請書は、次の各号に掲げる日までに提出しなければならない。

(1)　第５条第１号に規定する事業の交付申請については、申請する日の属する年度の１０月末日までとする。

(2)　第５条第２号から第７号までに規定する事業の交付申請については、瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付対象者決定通知書を交付した日（瀬戸市民間木造住宅耐震診断事業実施要綱（平成２０年２月２１日決裁）第２条第４号による再診断を行う場合は耐震診断結果報告日）から起算して２か月を経過する日までとする。

（補助金の交付決定）

第９条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付決定通知書（第６号様式。以下「交付決定通知書」という。）を当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要がある場合は当該補助金の交付について条件を付すことができる。

（着手の届出）

第１０条　交付決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業に着手したときは、速やかに瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付事業着手届（第７号様式。以下「着手届」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、着手届を受けた後、必要に応じて職員を現場に立ち入らせることができる。

　（中間検査）

第１１条　交付決定者は、耐震改修工事又は段階的耐震改修工事（以下「耐震改修工事等」という。）の中間に達したときは、市長に報告するものとする。

２　市長は、前項の規定による報告を受けた場合は、職員にこれを検査し、必要に応じて現場に立ち入らせることができる。

３　市長は、前項の規定による検査において耐震改修工事等が適切に実施されていない場合は、交付決定者に適切に実施するよう指示するものとする。この場合において、交付決定者が指示に従わないときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（地位の承継）

第１２条　交付決定者が死亡した場合において、交付決定者の承継人が交付決定のあった内容で補助事業を行う意思があるときは、市長へ申請をして地位を承継することができる。

２　交付決定者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、交付決定者の承継人が交付決定の内容で補助事業を行う意思があるときは、市長へ申請をして地位を承継することができる。

３　交付決定者は、前２項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

４　地位の承継を受けようとする者は、瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付事業地位の承認申請書（第８号様式）を市長に提出しなければならない。

　（補助事業の変更）

第１３条　交付決定者は、補助金の交付決定を受けた後に補助事業の内容を変更する場合は、補助事業の変更箇所の工事に着手する前に瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付事業変更承認申請書（第９号様式）に別表第４に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更を伴わず、市長が軽微な変更内容と認めた場合は、瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付事業変更届出書（第１０号様式）に別表第５に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による変更承認申請書を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付事業変更承認通知書（第１１号様式）により、当該変更承認申請書を提出した交付決定者に通知するものとする。

３　交付決定者は、補助事業が予定の期間内に遂行することが困難になった場合は、速やかに瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付事業遅滞等報告書（第１２号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

４　市長は、前項の報告書を受理した場合は、その内容を確認し、指示書（第１３号様式）により当該報告書を提出した交付決定者に指示するものとする。

　（補助事業の取止め）

第１４条　交付決定者は、補助事業の廃止又は中止をしようとする場合は、速やかに、瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付事業取止め届（第１４号様式）を市長に提出しなければならない。

　（完了実績報告等）

第１５条　交付決定者は、補助事業が完了した場合は、当該事業完了の日から起算して３０日を経過する日又は補助金の交付を受ける年度の２月末日のいずれか早い日までに瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付事業完了実績報告書（第１５号様式。以下「完了実績報告書」という。）に別表第６に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

２　市長は、完了実績報告書の提出があった場合は、職員にこれを検査し、必要に応じて現場に立ち入らせることができる。

３　市長は、前項の規定による検査により不備が判明した場合は、瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付事業検査結果不備事項通知書（第１８号様式）により当該完了実績報告書を提出した交付決定者に通知するものとする。

　（補助金の額の確定）

第１６条　市長は、完了実績報告書を受理した場合は、報告内容を審査し、適正と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付事業完了確認通知書（第１９号様式。以下「完了確認通知書」という。）を交付決定者に通知するものとする。

　（補助金の請求及び交付）

第１７条　完了確認通知書を受けた交付決定者（以下「確定通知者」という。）は、当該完了確認通知書を受けた日から起算して５日を経過する日までに瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付事業補助金支払請求書（第２０号様式。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

　（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第１８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(1)　虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2)　補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(3)　着手届が提出されなかったとき。

(4)　第１５条第１項に定める期日までに、完了実績報告書が提出されなかったとき。

(5)　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

　（書類の保管）

第１９条　補助金の交付を受けた確定通知者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後５年間保管しなければならない。

　（その他）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

　　附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

補　強　工　事　等

|  |  |
| --- | --- |
|  | 耐震補強工事 |
| 調査 | ・耐震精密診断 |
| 耐震改修計画の作成等 |  |
| 総合判定において必要耐力（Ｑｒ）を低減させることを目的とした工事 | ・地盤改良工事・屋根工事・木造躯体工事（屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの）・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）・撤去部分の復旧工事 |
| 総合判定において建物の強さ（Ｐ）の評価を向上させることを目的とした工事 | ・木造躯体工事・基礎工事（土工事を含む。）・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事） |
| 総合判定において劣化度（Ｄ）の評価を向上させることを目的とした工事 | ・木造躯体工事（劣化部分の取替え）・仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。）・撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事） |
| その他の補強工事 | 上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事 |

別表第２（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象となる耐震シェルター | 愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金交付要綱（平成２１年４月１日施行）第２編第２第２０号の規定により知事の認めるものとする。 |

別表第３（第６条関係）

|  |
| --- |
| 要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助事業の場合 |
| 補助金の交付金額 | 1. 次に掲げる額の合計を限度とする。

ア　面積1,000㎡以内の部分については、面積1㎡当たり2,000円を乗じて得た額イ　面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分については、面積1㎡当たり1,500円を乗じて得た額ウ　面積2,000㎡を超える部分については、面積1㎡当たり1,000円を乗じて得た額（２）耐震診断に要する費用の６分の５の額を限度とする。 |
| 木造住宅耐震改修費等補助事業の場合 |
| 補助対象経費 | 瀬戸市民間建築物耐震化促進補助金交付要綱第５条第２号に規定する工事に要する経費 |
| 耐震改修工事に対する助成額 | 次に掲げる額の合計額（１）耐震補強工事費の８０％かつ１１５万円を限度とする。ただし、補助の対象建築物に居住している世帯構成員に障害者が含まれる場合は予算の範囲内を限度に「１１５万円」を「１３５万円」とする。（２）租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１９の２に規定する所得税額の特別控除の額 |
| 補助金の交付金額 | 助成額から、（２）の額を差し引いた額 |
| 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業の場合 |
| 補助対象経費 | 第５条第３号に規定する工事に要する経費 |
| 耐震改修工事に対する助成額 | 耐震補強工事費の２３％かつ５千７００万円を限度とする。 |
| 要安全確認計画記載建築物耐震改修費等補助事業の場合 |
| 補助対象経費 | 第５条第４号に規定する工事に要する経費 |
| 耐震改修工事に対する助成額 | 補助対象経費（要安全確認計画記載建築物の延べ床面積に１平方メートル当たり５１，２００円を乗じて得た額を超える場合は、当該額）に、３分の２を乗じて得た額。ただし、予算の範囲内を限度とする。　　　　 |
| 木造住宅段階的耐震改修費等補助事業の場合 |
| 補助対象経費 | 第５条第５号に規定する工事に要する経費 |
| 耐震改修工事に対する助成額 | 次に掲げる額の合計額ア　一段目耐震改修工事にあっては、耐震補強工事費の８０％かつ６０万円を限度とする。イ　二段目耐震改修工事にあっては（１）耐震補強工事費の８０％かつアとの合計の助成額と合わせて１００万円を超えない額を限度とする。（２）租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条の１９の２に規定する所得税額の特別控除の額 |
| １棟当たりの補助金の交付金額 | ア　一段目耐震改修工事にあっては上欄アの助成額イ　二段目耐震改修工事にあっては上欄イの助成額から（２）の額を差し引いた額 |
| 木造住宅耐震シェルター設置工事費補助事業の場合 |
| 耐震シェルター設置工事に対する助成額 | 工事費かつ３０万円を限度とする。ただし、補助の対象建築物に居住している世帯構成員に障害者が含まれる場合は予算の範囲内を限度に「３０万円」を「５０万円」とする。 |
| 木造住宅除却工事費補助事業の場合 |
| 除却工事に対する助成額 | 除却工事費の２３％かつ２０万円を限度とする。 |

別表第４（第８条関係）

|  |
| --- |
| 要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助事業の場合 |
| 提出書類 | 評価証明書（対象家屋に係るもの） |  |
| 耐震診断経費の見積書（建築士事務所の記名及び捺印のあるものに限る。） |  |
| 案内図 |  |
| 補助対象を表示した図面1. 配置図
2. 各階平面図
3. 立面図（二面以上）
4. 断面図
5. その他市長が必要と認める図面
 |  |
| 誓約書 | 第５号様式 |
| 設計者の建築士資格証の写し |  |
| 設計者の所属する建築士事務所の登録書の写し |  |
| 申請者が管理組合の場合は、組合規約及び耐震診断の実施に係る議決書又はこれに代わるもの |  |
| 建物所有者と使用者が異なる場合は、所有者等を有する者全員の同意を得たことを証する書面 |  |
| 登録資格者講習修了証明書の写し |  |
| その他市長が必要と認める書面 |  |
| 木造住宅耐震改修費等補助事業及び木造住宅段階的耐震改修費等補助事業の場合 |
| 提出書類 | 評価証明書（対象家屋に係るもの） |  |
| 耐震補強工事見積書（施工業者又は建築士の記名及び捺印のあるものに限る。） |  |
| 木造住宅耐震診断結果報告書の写し（第２条第４号アによるものに限る。） |  |
| 案内図 |  |
| 現況平面図 |  |
| 補強計画図、その他補強方法を示す図書 |  |
| 誓約書 | 第５号様式 |
| 耐震改修工事に係る工程表 |  |
| 設計者の建築士資格証の写し |  |
| 設計者の所属する建築士事務所の登録書の写し |  |
| 耐震補強後の建物についての耐震診断の判定値（建築士の記名及び捺印のあるものに限る。）ただし、木造住宅耐震改修費等補助事業については判定値１．０以上を示したものとし、木造住宅段階的耐震改修費等補助事業については、判定値１．０以上及び０．７以上それぞれ示したものとする。 |  |
| 建物所有者と使用者が異なる場合は、所有者等を有する者全員の同意を得たことを証する書面 |  |
| 登録資格者講習修了証明書の写し |  |
| 第２条第１３号に記載のある手帳の写し（別表第３（木造住宅耐震シェルター設置工事費補助事業の場合）ただし書規定の適用を受ける場合） |  |
| 住民票（別表第３（木造住宅耐震シェルター設置工事費補助事業の場合）ただし書規定の適用を受ける場合） |  |
| その他市長が必要と認める書面 |  |
| 要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業及び要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業の場合 |
| 提出書類 | 評価証明書（対象家屋に係るもの） |  |
| 改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書の写し |  |
| 耐震補強工事見積書の写し及び積算内訳書（施工業者又は建築士の記名及び捺印のあるものに限る。） |  |
| 耐震診断結果報告書の写し（第２条第５号ウによるものに限る。） |  |
| 耐震改修の計画認定書又は専門機関の評定通知書の写し（一般診断法以外を使用する場合） |  |
| 案内図 |  |
| 補助対象を表示した図面（１）配置図（２）各階平面図（３）立面図（二面以上）（４）断面図（５）その他市長が必要と認める図面 |  |
| 補強計画図、その他補強方法を示す図書 |  |
| 誓約書 | 第５号様式 |
| 耐震改修工事に係る工程表 |  |
| 設計者の建築士資格証の写し |  |
| 設計者の所属する建築士事務所の登録書の写し |  |
| 申請者が管理組合の場合は、組合規約及び耐震改修の実施に係る議決書又はこれに代わるもの |  |
| 建物所有者と使用者が異なる場合は、所有者等を有する者全員の同意を得たことを証する書面 |  |
| 登録資格者講習修了証明書の写し |  |
| その他市長が必要と認める書面 |  |
| 木造住宅耐震シェルター設置工事費補助事業の場合 |
| 提出書類 | 評価証明書（対象家屋に係るもの） |  |
| 耐震シェルター設置工事見積書（施工業者の記名、押印のあるものに限る。） |  |
| 木造住宅耐震診断結果報告書の写し（第２条第４号アによるものに限る。） |  |
| 案内図 |  |
| 平面図（整備予定場所を明記したもの） |  |
| 設置予定場所の写真 |  |
| 住民票 |  |
| 誓約書 | 第５号様式 |
| 第２条第１３号に記載のある手帳の写し（別表第３（木造住宅耐震シェルター設置工事費補助事業の場合）ただし書規定の適用を受ける場合） |  |
| その他市長が必要と認める書面 |  |
| 木造住宅除却工事費補助事業の場合 |
| 提出書類 | 評価証明書（対象家屋に係るもの） |  |
| 除却工事見積書（施工業者の記名、押印のあるものに限る。） |  |
| 木造住宅耐震診断結果報告書の写し（第２条第４号ア及びイによるものに限る。） |  |
| 案内図 |  |
| 平面図 |  |
| 工事前の写真 |  |
| 誓約書 | 第５号様式 |
| その他市長が必要と認める書面 |  |

別表第５（第１３条関係）

|  |
| --- |
| 要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助事業の場合 |
| 提出書類 | 変更後の見積書 |  |
| 変更の内容がわかる書面 |  |
| その他市長が必要と認める書面 |  |
| 木造住宅耐震改修費等補助事業、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業及び要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業及び木造住宅段階的耐震改修費等補助事業の場合 |
| 提出書類 | 変更後の耐震補強工事見積書（施工業者又は建築士の記名及び捺印のあるものに限る。） |  |
| 変更後の補強計画図、その他補強方法を示す図書 |  |
| その他市長が必要と認める書面 |  |
| 木造住宅耐震シェルター設置工事費補助事業及び木造住宅除却工事費補助事業の場合 |
| 提出書類 | 変更後の見積書 |  |
| 変更の内容のわかる書面 |  |
| その他市長が必要と認める書面 |  |

別表第６（第１５条関係）

|  |
| --- |
| 要緊急安全確認大規模建築物耐震診断費補助事業の場合 |
| 提出書類 | 耐震診断結果報告概要 | 第１６号様式 |
| 耐震診断内容が確認できる写真 |  |
| 図面1. 各階平面図
2. 各階伏図
3. 軸組図
4. その他市長が必要と認める書面
 |  |
| 契約書の写し |  |
| 領収書の写し |  |
| その他市長が必要と認める書面 |  |
| 木造住宅耐震改修費等補助事業、要緊急安全確認大規模建築物耐震改修費補助事業、要安全確認計画記載建築物耐震改修費補助事業及び木造住宅段階的耐震改修費等補助事業の場合 |
| 提出書類 | 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。） |  |
| 工事写真（耐震改修工事の内容が確認できるもの。） |  |
| 改修工事が耐震改修工事計画書に基づき施工されたことを証する書面（建築士の記名捺印があるものに限る。） | 第１７号様式 |
| 工事請負契約書の写し |  |
| その他市長が必要と認める書面 |  |
| 木造住宅耐震シェルター設置工事費補助事業及び木造住宅除却工事費補助事業の場合 |
| 提出書類 | 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。） |  |
| 工事写真 |  |
| 工事請負契約書の写し |  |
| その他市長が必要と認める書面 |  |